

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 参照条文 目次

○ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年六月二十四日法律第六十一号）（抄）	1
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	1
○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）	3
○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）	3
○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄）	10
○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）	10
○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）（抄）	11
○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（抄）	11
○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）（抄）	12

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年六月二十四日法律第六十一号）（抄）

（航空法の一部改正）

第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四十七条第一項中「保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）」を「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の基準」を「機能確保基準」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

（略）

（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正）

第二条 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八条中「第六条第一項」の下に「、第七条第一項」を加え、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（空港等又は航空保安施設の設置）

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

（完成検査）

第四十二条 空港等の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。

）は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2～4 （略）

（空港等又は航空保安施設の変更）

第四十三条 （略）

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、空港等の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る空港の設置者は、当該空港の供用を再開しようとするときは、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

5 (略)

第四十五条 (略)

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止した非公共飛行場又は航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。

(空港等又は航空保安施設の管理)

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準(空港にあつては、当該基準及び基本方針)に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(空港保安管理規程)

第四十七条の二 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準に従つて空港(空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号において同じ。)の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項

二 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項

三 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

3 国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずるこ

とができる。

(空港法第十四条に規定する協議会における協議の特例)
 第四十七条の三 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第十四条に規定する協議会(次項において単に「協議会」という。)
)は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。
 2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第十四条第二項第二号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

○航空法施行令(昭和二十七年政令第四百二十一号)(抄)

第四条 航空法第四十七条第二項の規定による検査は、毎年二回以内行うものとする。

○航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号)(抄)

別表第四(第五条関係)

納付しなければならない者	区分	手数料の額
一 法第三十八条第一項の空港等の設置の許可を申請する者		四十二万九千九百円
二 空港等について法第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者	ヘリポート その他の空港等	十一万五百円 二十五万八千三百円
三 空港等について法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の検査を受けようとする者	ヘリポート その他の空港等	九万六千七百円 十九万二千三百円
四 空港等について法第四十四条第四項(法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の検査を受けようとする者	ヘリポート その他の空港等	九万五千八百円 十九万五千百円
五 空港等について法第四十七条第二項の検査を受ける者	ヘリポート その他の空港等	九万五千八百円 十九万五千百円

別表第五(第六条関係)

納付しなければならぬ区分

手数料の額

<p>一 法第三十八條 第一項の航空保 安施設の設置の 許可を申請する 者</p>	<p>二 航空保安施設 について法第四 十二條第一項の 完成検査を受け ようとする者</p>	飛行場灯台	陸上空港等の飛行 場灯台	計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いて着陸の用に供するもの（以下「精密進入用灯台」という。）	夜間の着陸の用に供するもの（精密進入用灯台を除く。以下「夜間着陸用灯台」という。） その他のもの	航空灯台	その他の飛行場灯台	ND B（無指向性無線標識施設をいう。以下同じ。） V O R（超短波全方向式無線標識施設をいう。以下同じ。） 計器着陸装置 グラインドスロープ装置を含むもの その他のもの	D M E（距離測定装置をいう。以下同じ。） 衛星航法補助施設	航行中の航空機に対する補助信号（航空機の測位の用に供するための信号を送信する人工衛星を利用して行われる航空機の測位を補助するための信号をいう。以下「衛星経路送信型衛星航法補助施設」という。） 航行中の航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行う機能を有するもの（以下「地上直接送信型衛星航法補助施設」という。） 陸上空港等の飛行場灯台	飛行場灯台	夜間着陸用灯台	その他の場合 進入灯の検査が含まれる場合	航空機を使用する場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき 航空機を使用する場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	十七万三千九百円 百四十一万五千円	三万五千五百円	一万七千九百円 三万三千七百円	二万四千七百円 二万四千七百円	二万九千二百円 二万四千七百円	許可申請の場合に あつては、五千三百円	一万三千円 五千八百円（電子 申請の場合に あつては、九千八 百円）	許可申請の場合に あつては、九千八 百円）	一万九千六百円 二万九千六百円	三万九千五百円（ 電子情報処理組 織により許可を申 請する場合におい て「子許可申請の 場合」という。） つては、三万九千 百円）
---	--	-------	-----------------	--	---	------	-----------	--	------------------------------------	--	-------	---------	-------------------------	--	----------------------	---------	--------------------	--------------------	--------------------	------------------------	--	-----------------------------	--------------------	--

	衛星航法補助施設	衛星經由送信型衛星航法補助施設	地上直接送信型衛星航法補助施設	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき その他の場合	十四万七千円 八十六万四千九百円 十萬九千八百円	(電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円)
--	----------	-----------------	-----------------	--	--------------------------------	---------------------------

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄）

（空港又は空港航空保安施設の検査）

第一条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四条の規定を準用する。

附則

（民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の検査）

第二条 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用する。

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）

（航空法の特例等）

第七条（略）

2 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

3 5 7（略）

附則

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

第六条 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同法第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者(以下「共用空港運営権者」という。)」と、「空港に」とあるのは「同法附則第二條第一項第一号に規定する民間航空専用施設(以下「民間航空専用施設」という。)」に」と、「当該施設」とあるのは「民間航空専用施設及び同法附則第二條第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三條に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同法第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二(見出しを含む。)及び第四十七条の三第一項中「空港保安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港(空港」とあるのは「民間航空専用施設(共用空港」と、「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第四百八条第四号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港の保安」とあるのは「民間航空専用施設の保安」と、同法第四十七条の三の見出し及び同法第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四條において準用する同法第十四条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同法第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法附則第四條において準用する同法第十四条第二項第二号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

256 (略)

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令(平成二十八年政令第二百二十四号)(抄)

(法第七条第一項の政令で定める原子力事業所)

第二条 法第七条第一項の政令で定める原子力事業所は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二条第四号に規定する原子力事業所とする。

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等、防衛関係施設及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの重要施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等、良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。

(対象原子力事業所の指定等)

第七条 国家公安委員会は、原子力事業所であつてテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。以下この項において同じ。)の対象となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合に、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるもののうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象原子力事業所として指定することができる。この場合において、国家公安委員会は、併せて当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定するものとする。

2
2
7 (略)

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

五 十二 (略)